

## A L P S 処理水放出に伴う日本産水産物等の全面輸入停止措置等及び 風評影響に係る緊急要望

A L P S 処理水の海洋放出を受け、我が国最大の水産物の輸出先である中国政府が日本産水産物の全面輸入停止措置を講じたことなどにより、令和5年8月の中国向け輸出量は前年同月比約8割減となった。

現場では、水産物の価格下落や販路の喪失等に加えて、水産物以外の食品等の取引縮小・停止などの影響が生じている。

このため、政府におかれては、一刻も早い全面輸入停止措置等の解除や水産関係者等の事業継続、賠償等について万全の対応を行うよう要望する。

1 処理水の海洋放出に伴う環境及び水産物のモニタリングをきめ細かく行うとともに、モニタリングの結果やトリチウムに関する科学的な性質、国内外におけるトリチウムの処分状況、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、I A E A 等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

2 日本産水産物の輸入の全面停止措置や水産物以外の製品も含めた輸入手続上の不合理な対応等について、中国政府等に対し、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、農林水産業や食品産業、観光業など幅広い事業者への影響調査を行った上で、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

3 水産物等の安全性・魅力の発信や販売促進、小売・飲食業界における取引継続・拡大、地方が行う取組に対する支援など、消費拡大に向けた取組を強力に進めること。

4 漁業者、水産加工事業者及び流通事業者の資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、産地段階における一時買取・保管支援、海外も含めた新規の販路開拓支援、輸出先の求める衛生基準に対応する施設整備支援など、「『水産業を守る』政策パッケージ」の事業の詳細を速やかに周知するとともに、現場の実態

に即した迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

- 5 輸入の全面停止措置等や風評被害による全ての損害について、実態に即した賠償基準の柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化を図り、損害を被った全ての事業者に対し、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、国と東京電力が責任を持って対応すること。

令和5年10月27日

全国知事会会長	宮城県知事 村井嘉浩
全国知事会農林商工常任委員長	岩手県知事 達増拓也
全国知事会農林水産物輸出拡大プロジェクトチームリーダー	岐阜県知事 古田 肇